

●香川県告示第267号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高松港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和5年10月27日

香川県知事 池田豊人

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日(10)	基点第1号から基点第4号までを順次結んだ線により囲まれた区域

2 基点の位置

第1号	四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒）から169度34分09秒、422.59メートル、高松市朝日新町1番1地先の表示杭
第2号	基点第1号から274度09分35秒、90.37メートル、高松市朝日新町1番1地先の表示杭
第3号	基点第2号から4度26分50秒、4.83メートル、高松市朝日新町1番1の表示杭
第4号	基点第3号から94度09分35秒、90.34メートル、高松市朝日新町1番1の表示杭